

府会第52号
平成23年1月24日

(各部局長)

大臣官房会計課長
(公印省略)

平成22年度末における適正な予算の執行について

日頃より各部局等におかれましては、会計事務におけるご理解ご協力の下、適切な予算の執行に努めていただいているところですが、今年度においては、予算執行の適切性や透明性の確保、効率性の向上を図るため、内閣府本府予算監視・効率化チームが策定した「平成22年度内閣府本府予算執行計画」に基づき、支出負担行為に関する進捗状況の把握などによって計画的な予算の執行を図っているところであります。

つきましては、各部局等におかれましては、特に、庁費及び旅費を始め、年度末における事務経費等の無駄な駆け込み執行や不要不急な出張等が行われないうよう適正な予算の執行方よろしくお願いいたします。

(参考)

平成22年度内閣府本府予算執行計画（抜粋）

2. 予算監視・効率化に向けた取組計画

(2) 支出負担行為に関する計画の進捗把握・管理等

進捗把握・管理等の時期、方法

毎月、官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）を利用して、支出負担行為実績額を確認するとともに、計画と実績額との乖離が大きいなど問題が見られる場合には、担当部局に対し事情を聴取するなど、計画の進捗状況を把握する。

特に、庁費及び旅費については、年度末に事務経費等の無駄な駆け込み執行や不要不急な出張等が行われないうよう十分留意し管理するものとする。